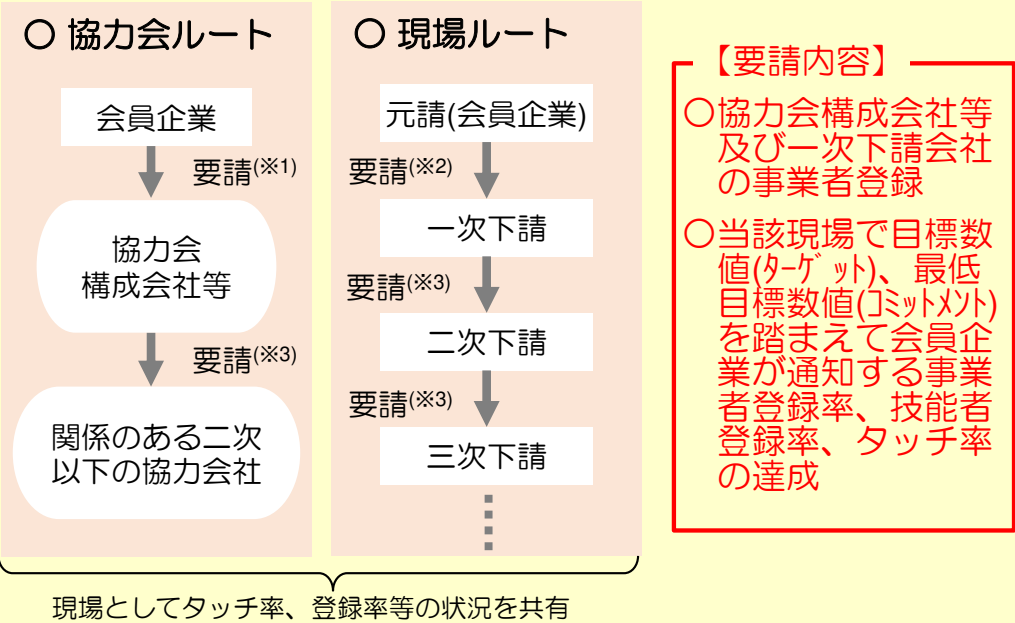


CCUS普及の新目標（日建連の新たな数値目標）（2021.3.19理事会決定）

↑ 新たな推進方策（2022）を策定し、新目標の達成に万全を期す

推進方策（2022）における6つの柱

1. 協力会、現場の2つのルートでの取組の強化



- ※1) 協力会ルートの要請は、協力会の集まり、安全大会等の場を活用して実施
- ※2) 現場ルートは登録現場で実施し、要請は、見積依頼時等に実施（要請は契約内容ではない点に留意）
- ※3) 協力会ルートで協力会社が二次以下の協力会社に要請すること、現場ルートで一次下請会社が二次以下の下請会社に要請することも、会員企業からの要請の一部

2. 全社的体制の強化

- 新目標の数値目標を社内・現場で共有
- 現場登録・カードリーダー設置の徹底（自社の現場登録、カードリーダー設置・稼働状況を把握）

3. 建退共完全支払いとの連携

- CCUSと建退共との連携による建退共・CCUS加入者のカードタッチに対する建退共完全掛金支払いの推進

4. 公共工事におけるCCUS要件化への協力

- 発注や契約の条件を達成できるよう十分な準備の下、積極的に入札参加

5. 施工能力等の見える化評価の活用

- 専門工事企業側のメリットのため、協力会社の施工能力等の見える化評価への申請を促進

6. フォロアップの適切な実施

- 定期的実施。会員企業の負担が重ならない形で行う。
- 具体的な内容、実施方法の詳細は、今後、CCUS推進本部で検討の上決定

CCUS 普及に係る目標達成のための日建連の推進方策(2022)

2022 年 7 月 20 日

一般社団法人 日本建設業連合会

建設キャリアアップシステム(以下、「CCUS」という。)は、建設技能者の就業履歴を蓄積し、その経験と能力に応じた処遇改善を図り、担い手確保を進めるための業界共通の制度インフラであり、日建連は将来の建設業のために必要不可欠なものと位置づけ、率先して普及に取り組んでいる。

国土交通省は、2020 年 3 月、「CCUS 普及・活用に向けた官民施策パッケージ」を決定・公表し、この中で「令和 5 年度(2023 年度)からのあらゆる工事での CCUS 完全実施」を明示し、具体的な施策を講じることを決定した。日建連は、会員一丸となつて国土交通省とともに、2023 年度からのあらゆる工事での CCUS 完全実施の実現を目指す。

2020 年 10 月、同省及び当会を含む業界団体等から構成される CCUS 運営協議会は、CCUS の運営上の目標(以下、「全体数値目標」という。)を別紙 1 のとおり設定した。これを受けて、当会は、全体数値目標の実現につき当会の役割を明確にし、併せて会員企業、各現場に対して全体数値目標をブレイクダウンして解り易い具体的な目標を設定するため、昨年 3 月 19 日に「2023 年度単年度黒字化の確実な実現に向けて -CCUS 普及の新目標-」(以下、「新目標」という。)を別紙 2 のとおり決定、7 月 14 日には新目標を踏まえた「CCUS 普及に係る目標達成のための日建連の推進方策(2021)」(以下、「推進方策(2021)」という。)を決定し、取組みを進めてきた。

昨年度の全体数値目標は達成され、単年度黒字化が実現したが、「2023 年度からのあらゆる工事での CCUS 完全実施」に向けて、本年度は、さらなる CCUS 普及促進に取り組まなければならない。当会は、確実な目標達成を目指し、推進方策(2021)の取組みを継続するとともに、新たに施工能力等の見える化評価の活用に向けた取組みを追加し、下記のとおり 2022 年度の推進方策を決定する。

記

日建連及び日建連会員企業は、以下の取組みを進め、新目標を達成する。

〈用語の定義〉

この推進方策における次に掲げる用語の意義は、それぞれに規定するとおりとする。

- 1) 協力会社 会員企業が工事の施工につき直接契約を有する機会が多い会社
(例: 協力会の構成会社、安全大会の出席会社等)
- 2) 下請会社 個々の工事につき請負契約を締結した会社、又は、締結を予定する会社(発注者、元請を除く)

1. 新目標を達成する体制の構築

会員企業は、新目標に基づく自社の数値目標(日建連事務局から、確認のため3月23日に会員各社ごとの具体的な数値を各社に送付済)を、社内、各現場で共有し、その達成に努める。

2. 協力会社・下請会社における事業者登録・技能者登録の促進

- 1) 日建連会員の協力会社・一次下請会社においては、事業者登録・技能者登録が進んでいるものの、二次以下の下請会社において登録が進んでいない実情に鑑み、会員企業は、安全大会、協力会の集会等において、国土交通省の決定した「官民施策パッケージ」において2023年度からあらゆる工事でのCCUS完全実施が明示され、各般の施策が進められていることなどを含め、主として二次以下の下請会社のCCUSへの早急な登録のため必要な働きかけなどの協力を要請する(国土交通省及び建設業振興基金とも協力して実施)。
- 2) 会員企業は以下の①～③の項目を、協力会社に対して要請するとともに、工事請負契約を締結した一次下請会社に対しては工事ごとの見積依頼時等に、要請する。要請は、原則として、文書(電子データを含む)にて行うものとする。(なお、要請内容を契約内容とする趣旨ではない点に留意すること)
 - ① 協力会社自身又は一次下請会社自身の事業者登録を済ませること
 - ② 日建連の会員企業の工事現場に入場する一次下請会社の技能者は、もとより全員のCCUSカード保有と全ての就業履歴蓄積を目指すものであるが、少なくとも新目標のカード保有率及びカードタッチ数に係る目標数値(ターゲット)及び目標数値(コミットメント)を踏まえて通知する数値を目標とし、及び必ず達成すること。

なお、上記のカード保有を前提として、カードタッチ数の目標に代えて、入場する全ての登録技能者の確実なカードタッチ(カード保有者タッチ率100%)を目指すことも可能とする。
 - ③ 一次下請会社が再下請け契約を締結する際に、以下を求めること
 - i) 再下請会社自身の事業者登録を済ませること。何らかの事情でこれが実

現できない場合にあつては、事業者登録済みの会社の割合が、少なくとも日建連の新目標の目標数値(ターゲット)を目標とし、最低目標数値(コミットメント)を必ず達成すること。(なお、要請内容を契約内容とする趣旨ではない点に留意すること)

- ii) 再下請会社の技能者のカード保有率は、もとより全員登録を目指すものであるが、少なくとも新目標の目標数値(ターゲット)及び目標数値(コミットメント)を踏まえて通知する数値又を目標とし、及び必ず達成すること
- iii) 再下請会社の技能者のカードタッチ数は、もとより全ての就業履歴の蓄積を目指すものではあるが、少なくとも会員企業が新目標のカードタッチ数の目標数値(ターゲット)及び最低目標数値(コミットメント)を踏まえて通知するタッチ数を目標とし、必ず達成すること。
なお、タッチ数の目標に代えて、上記 ii) を前提として、入場する全ての登録技能者の確実なタッチ(カード保有者タッチ率 100%)を目指すことも可能とする。
- iv) 二次下請会社以下の下請会社が更に再下請契約を締結する際にも、順次、上記 i)、ii) 及び iii) と同様の措置を講じるよう求めること

3. 現場における事業者登録・技能者登録の状況の確認等

- 1) 会員企業は、建設現場において、下請会社の事業者登録につき、施工体系図に掲載され現場に入場する下請会社(一人親方を除く)に占める登録事業者の割合を定期的に把握し、目標数値をクリアする取り組みを進める。
また、一人親方についても、目標数値をクリアするために必要な指導を行う。
- 2) 建設現場においては建設技能者の社会保険加入状況の確認につき、CCUSの活用が原則とされている(社会保険の加入に関する下請けガイドライン(2020年9月30日改訂))ことから、会員企業は、こうした機会を活用するなどして、現場入場技能者数に占める登録技能者数の割合を定期的に把握し、技能者のカード保有率の目標数値をクリアする取り組みを進める。
- 3) 会員企業は、協力会及び工事現場において、CCUS 事業者登録、技能者登録、カードタッチ数やカードタッチ率の状況及び目標数値(ターゲット)、最低目標数値(コミットメント)の達成状況につき、協力会社や下請会社との定期的な情報共有に努め、普及を促進する。

4. 現場登録の促進

会員企業は、原則として、会員企業が元請となる全ての建設現場を現場登録して

カードリーダー(顔認証など CCUS の就業履歴につき同等の機能を有するものを含む。)を設置することを目指す。少なくとも契約額 1 億円以上の工事現場においては、必ず、現場登録を行った上で、速やかに適切な場所にカードリーダーを設置する。

CCUS カード保有者が現場にいない又は少ないことを理由にカードリーダーを設置しない例が見受けられるが、カード保有者の増加(注)に伴い「現場にカードリーダーがないため就業履歴の蓄積ができない」との声が大きくなっている。工期中にカード保有技能者が一人でも入場するのであれば、就業履歴蓄積の機会を提供することは元請企業の責務であることを、再度、現場に徹底する。

注) 2022 年 6 月末で 92 万人以上の技能者がカードを保有している。

- 1) 会員企業は、作業所の規模・状況等によりカードリーダーを設置できない場合には、事後登録の活用等による就業履歴の記録、小規模現場用の CCUS 就業履歴登録システム(別紙 3)の活用などにより、技能者の就業履歴の確保に努める。
- 2) 会員企業は、現場登録の際には、建設技能者の適切な就業履歴の蓄積を阻害しないよう、現場情報登録、施工体制登録(注)を必ず行う。

なお、やむを得ない事情でカードリーダーの設置が遅れた場合には、事後に直接入力するなどして、技能者の不利益が生じないよう措置する。

注)建設技能者の適切な就業履歴の蓄積を阻害しないようなデータ処理でも可

- 3) 会員企業は、自社の稼働現場に占める登録現場・カードリーダー設置現場・カードリーダー稼働現場の割合を恒常的に把握し、その向上に努める。

5. 就業履歴蓄積の促進

現場における CCUS カード保有率に比し、就業履歴蓄積率が低い現状に鑑み、会員企業は、登録現場に入場する技能者に対し、CCUS カードの携行、カードタッチの励行・徹底を図る。

CCUS のメリットの説明については、日建連の作成した技能者用パンフレット等を適宜活用する。

6. より有効な取組みの促進

会員企業は、上記 1～5 の取組みに拘らず、新目標を達成する上でより有効な取組みがある場合は、その取組みを採用することができる。

7. 建退共との連携

- 1) 当会は、「建退共制度の完全実施の推進について」(2020年4月24日理事会決定)を決定し、この中で、2020年9月以降契約の新規工事については、公共工事・民間工事を問わず、建退共手続きについて、CCUS活用電子申請方式及び建退共・CCUS両者に参加している技能者(以下、「建退共・CCUS加入者」という)のカードタッチにつき建退共掛金完全支払いを推進し、2022年度からの完全実施を目指すこととしている。

CCUSと建退共との連携は、公共工事にあつては発注者が積算に含まれている建退共掛金を現場で働く建設技能者に確実に行き渡らせる方策であり、また、民間工事にあつては建退共・CCUS加入者がカードタッチするたびに320円の退職金が積み立てられるという解りやすいメリットとなるものである。

建退共の電子申請方式は昨年4月から本格実施され、また、CCUSとの連携も開始されたが、使い勝手の面で課題があり、建退共掛金の完全支払いを行う環境が十分整ったとは言えない状況であった。本年夏頃に、システム改修によりCCUSとの連携が強化される予定であり、使い勝手が改善されることを前提として、会員企業は、建退共・CCUS加入者のカードタッチに対する建退共掛金完全支払いの推進を図るものとする。

- 2) 会員企業は、建退共掛金完全支払い現場においては、建退共本部の作成した掲示書類を活用するなどして当該現場が建退共掛金完全支払い現場であることを技能者に周知し、カードタッチにより民間工事も含めてCCUSのメリットとして説明に努める。

8. 社会保険加入状況確認における活用

2020年10月に改正建設業法が施行され、作業員名簿の作成・備え付けが義務化されたことを契機に求められている、元請企業による技能者の社会保険加入状況の確認事務・指導の強化につき、会員企業は、登録現場において、CCUS(注)の登録情報を積極的に活用し、閲覧画面において作業員名簿を確認し、社会保険加入状況を確認する。

(※) CCUSとAPI連携済の民間システムでも可とするが、該当部分につきCCUSの真正性の高い情報が反映されているか注意を払うものとする。

9. 公共工事におけるCCUSモデル工事等への積極的な参加

国土交通省の直轄工事において、2020年度からCCUS義務化モデル工事、CCUS活用推奨モデル工事が開始され、昨年度からは、原則として全てのWTO工事

が対象とされるとともに、B クラス、C クラス工事にも対象が拡大された。また、地方公共発注者等においても、CCUS の取組状況を発注条件等とする取組が広がっている。

会員企業は、国交省モデル工事の最低基準を上回り、目標基準を達成できるよう十分な準備を講じ、これら工事の入札に積極的に参加し、公共工事の円滑な執行に支障の生じることのなきよう万全を期す。

10. 施工能力等の見える化評価の活用に向けた取組み

専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度は、2021 年度から申請受付が開始されている。現時点では評価基準が認定されている職種及び評価を受けた企業はまだまだ少ない状況であるが、CCUS 普及のためには、レベルの高い CCUS カードを持つ技能者を雇用し、高い評価を受けた企業の受注機会の拡大が将来的に図られるという企業側の CCUS のメリットを説明していく必要がある。

今後の職種の追加状況や企業の申請状況に応じて、会員企業は、協力会社の施工能力等の見える化評価への申請の促進、及び下請企業選定の際の施工能力等の見える化評価の活用に係る考え方を示し、安全大会、協力会の集会等において説明する。

11. フォローアップ

日建連は、新目標のうち、就業履歴蓄積数、現場登録数に係るものについては、建設業振興基金の協力も得つつ、毎月フォローアップを行う。

その他の項目（技能者登録、事業者登録、カードリーダー設置、建退共との連携状況等）については、調査に係る会員企業の負担も勘案しつつ、臨時に必要なある場合を除き、半年に 1 回を目途に、適切な時期に行う。

フォローアップの具体的な実施方法等は、別途連絡する。

建設キャリアアップシステムの運営上の目標設定について

「建設キャリアアップシステムの利用促進に関する取組みについて」（2020年9月8日建設キャリアアップシステム運営協議会総会申合せ）に基づき、運営委員会として、収支の安定、次期更新投資余力の確保の観点から、技能者・事業者登録数及びカードタッチ数についての当面の目標数値は、「低位推計」を基本とすることとして設定した。

<低位推計における技能者・事業者登録数及びカードタッチ数>

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
技能者登録数(万人)	22万人 [22万人]	50万人 [51.9万人]	80万人 [85.9万人]	110万人	130万人	140万人	150万人	150万人	150万人	150万人	150万人
事業者登録数(万社)	4万社 [4.2万社]	7万社 [7.7万社]	10万社 [11.6万社]	13万社	15万社	16万社	16万社	16万社	16万社	16万社	16万社
タッチ数推移(百万タッチ)	1.6 [1.75]	7.2 [9.37] [8.75]	20 [27.36] [25.4]	38	60	78	112	120	120	120	120

(注) []は全体実績
【 】は日建連のみの実績

日建連の新目標

会員企業の直近の年間国内元請完工高（2022年2月時点）に基づき2022年度以降のタッチ数目標を再計算（2022.03.23）
 ※（）内は従来の数値

			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	
技能者登録率 <small>（作業員名簿に記載された技能者の技能者登録率）</small>	最低限達成すべき数値		15%	25%	35%	41%	45%	49% (51%)※1	50% (55%)※1	
	上乗せ 目標数値	全社	15%	36%	58%	79%	100%	100%※2	100%※2	
		推進本部15社	15%	43%	72%	100%	100%※2	100%※2	100%※2	
事業者登録率 <small>（施工体系図に記載された事業者の事業者登録率）</small>	最低限達成すべき数値		37%	52%	68%	79%	84%	84%	84%	
	上乗せ 目標数値	全社	37%	53%	69%	84%	100%	100%※3	100%※3	
		推進本部15社	37%	58%	79%	100%	100%※3	100%※3	100%※3	
現場登録 <small>（推進方策2020）</small>	最低限達成すべき数値		請負金額1億円以上のすべての建設現場							
	上乗せ目標数値		すべての建設現場※4							
タッチ数	最低限達成すべき数値		国内元請完工高 10億円あたりのタッチ数	163	452	914 (859)	1,443 (1,356)	1,876 (1,762)	2,693 (2,531)	2,886 (2,711)
	上乗せ 目標数値	全社	国内元請完工高 10億円あたりのタッチ数	244	678	1,371 (1,288)	2,164 (2,033)	2,813 (2,644)	4,040 (3,796)	4,328 (4,067)
		推進本部 15社	国内元請完工高10億あたりのタッチ数（単月）について、前年同月のトップランナーの50%又は全社の目標数値のいずれか高い方を最低ラインとし、可能な限りトップランナーに近づくことを目指す							

2023年度単年度黒字化のため
日建連現場で果たすべき数値

2023年度単年度黒字化の前提
となる低位推計の数値

- ※1 タッチ数の上乗せ目標数値達成のためには最低この数値が必要
- ※2 カードを保有しない技能者の入場は原則として認めない
- ※3 未登録事業者の入場は原則として認めない
- ※4 小規模現場に関しては、CCUS側の対応が可能となってから適用

参考：国交省低位推計

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
技能者登録数(万人)	50	80	110	130	140	150	150
事業者登録数(万社)	7	10	13	15	16	16	16
タッチ数(百万タッチ)	7.2	20	38	60	78	112	120

小規模現場での就業履歴登録が可能な API 連携システム一覧(2022 年 6 月時点)

システム名	提供事業者	登録方法
建設現場顔認証 入退場管理サービス	日本電気(株)	スマートフォンでの顔認証による登録
キャリアリンク	コムテックス(株)	電話発信、スマートフォンでの顔認証による登録

就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム一覧(建設キャリアアップシステム HP)

<https://www.auth.ccus.jp/p/certified>